

地域公共交通会議設置要綱の一部改正等について

1 趣旨

これまで、道路運送法第9条4項の規定により地域公共交通会議において協議してきた運賃（協議運賃）について、独占禁止法上のカルテルに当たるとの疑義が生じないようにする観点から、事業者としては運賃等を定めようとする当該一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加する（＝地域公共交通会議とは別の会議等で協議する）よう、令和5年10月1日に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律により道路運送法」が改正された。

この改正内容を白岡市地域公共交通会議設置要綱に反映するため、令和6年6月19日付けで白岡市地域公共交通会議設置要綱の一部を改正するとともに、白岡市運賃料金協議会設置要綱を策定したものである。

2 地域公共交通会議設置要綱の改正内容

新	旧
<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。</p> <p>(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関すること。</p> <p>(2) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。</p> <p>(3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項に関すること。</p>	<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。</p> <p>(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。</p> <p>(2) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。</p> <p>(3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項に関すること。</p>

3 運賃協議会設置要綱の策定

(1) 運賃協議の手続き

道路運送法の改正により、コミュニティバス（乗合バス・乗合タクシー）の運賃・料金は、地域公共交通会議とは別の会議体（運賃料金協議会）で協議すること、及び、あらかじめ公聴会の開催等の措置を講じることが規定さ

れた。

なお、運賃協議手続きが必要な場合は下表のとおりである。

	内容
1	新たに協議運賃を適用する路線または区域（以下「協議路線等」という。）を設定して運行する場合
2	既に運行している協議路線等とは別の経路・区域で協議路線等を設定して運行する場合
3	既に運行している協議路線等における運賃を改定する場合
4	（路線定期運行または路線不定期運行のとき） 既に運行している協議路線等の運賃が均一制運賃でない場合において、停留所を新設（移設）する場合（ただし、停留所を移設する際、運賃に変更がない場合を除く）
5	（区域運行のとき） 既に運行している協議路線等の運賃が均一制運賃でない場合において、営業区域の新設（拡大）または運送の区間を新設する場合

【補足】協議運賃

コミュニティバス（乗合バス・乗合タクシー）の運賃の変更については、通常は、国土交通大臣が適正な原価に適正な利潤を加えたものであることを審査し許可する。しかし、運賃についての規定を定める「道路運送法」では、この運賃を地元の合意形成の基で決定ことができると定められている（第9条第4項）。

「協議運賃」とは、こうした方法で決定された運賃のことを言い、これに係る合意形成の場が運賃料金協議会となる。

(2) 運賃協議会設置要綱

別添のとおり

白岡市告示第164号

白岡市運賃協議会設置要綱を次のように定める。

令和6年6月19日

白岡市長 藤井 栄一郎

白岡市運賃協議会設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定に基づき、路線等に係る運賃等について協議するため、白岡市運賃協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下「路線等」という。）に係る運賃等に関する事項について協議するものとする。

(委員)

第3条 協議会を組織する委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 路線等に係る運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者
- (2) 関係住民の意見を代表する者として市長が指名する者
- (3) 関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者
- (4) 市長が指名する市職員

2 委員は、当該協議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、第3条第4号に掲げる委員をもって充てる。
。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、議事のため必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 会議は、原則として公開するものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、会議を非公開とすることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、生活経済部地域振興課において処理する。

(協議結果)

第7条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(白岡市地域公共交通会議設置要綱の一部改正)

2 白岡市地域公共交通会議設置要綱（平成25年白岡市告示第153号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び運賃、料金」を削る。

一般乗合旅客自動車運送事業の（運賃）協議会について

- 一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないように、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとした
- また、上記協議の前に、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることを規定した

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

旧 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調つたときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

施行規則 9条の2 概要

法第9条第4項の協議が調つたときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調つているときとする。

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等※により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施などを想定

新 道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

新 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調つたときは、協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

(運賃) 協議会の進め方の例について

○開催方法

- ・一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃は、道路運送法第9条第4項に規定する協議会（以下、「運賃協議会」とする。）において協議を行う必要があります。
- ・運賃協議会の設置方法について、例えば以下の方法が考えられます。
地域公共交通会議の要綱に
 - ①「乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項は別に定める構成員にて協議を行う」旨の規定の追加
 - ②「運賃協議分科会」や「運賃協議WG」にて協議を行う旨の規定の追加その他、運賃協議会を新たに設置する方法などが考えられます。
- ・独禁法に抵触しないよう構成員を限定して、地域公共交通会議とは別に開催する必要があります。
※地域公共交通会議と連続して協議を行う場合でも、地域公共交通会議の構成員を退室又は別室で行うなどの留意が必要です。また、地域公共交通会議の開催前に構成員のみで協議を行う方法も考えられます。
※複数事業者の運賃を協議する場合は、独禁法に抵触しないように1事業者毎に協議が必要となります。

○住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置について

・法令上の公聴会は例示にすぎないため、住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める手法であれば、以下の方法での意見聴取も可能です。

(例) ※ ()内は想定する対象者

- ①パブコメ（住民、利用者、利害関係者）
 - ②市政広報誌（住民、利用者、利害関係者）
 - ③自治会への説明会（住民、利用者）
 - ④業界団体を通じた事業者説明（利害関係者）
- ①と②はいずれかを実施、③と④は併せて実施。※①or②or③+④

【その他】

- ・ホームページへ意見募集の掲載
- ・地域住民に対するアンケート調査 等

○その他

- ・道路運送法の手続きにおいて、「協議会において協議が調った書類（以下、「証明書」。）」を提出いただくところですが、運賃協議会で協議が調った事項についても証明書を作成いただき、運賃及び料金の設定（変更）届出に添付下さい。
※事業計画や運行計画についての証明書とは別に協議運賃についての証明書を作成いただくイメージです。